

やすらぎ苑をご利用の方に、お知らせ

やすらぎ苑は、西条市内にある斎場(火葬場)です。

住所		西条市玉之江 992 番地 電話 0898-65-5211
火葬業務	業務時間	10時から17時まで
	休日	1月1日・市長が指定する日
受付業務	業務時間	8時30分から17時15分まで
	休日	1月1日

やすらぎ苑管理運営会社からのお願い

下記の内容については、感染症予防の観点からご協力をお願いします。

1. 発熱等体調の悪い方は、なるべく入館をお控えください。
2. 館内ではマスク着用のご協力をお願いします。
3. 館内での飲食は軽食程度とし、アルコールは控えていただけますようご協力をお願いします。また、喫煙される方は屋外の喫煙スペースをご利用ください。
4. 茶器や布巾等必要なものは、利用者の皆様でご準備いただきますようお願いいたします。
5. 待合室の換気は、利用者の皆様で必要に応じて行ってください。

火葬炉を使用される方へ

1. 本庁市民課、西部支所市民福祉課及び丹原・小松サービスセンター(市民福祉係)のいずれかで、死亡届と同時に、やすらぎ苑の使用申し込みをして、「火葬許可証」及び「やすらぎ苑使用許可申請書及び許可証」をお受け取りください。やすらぎ苑使用時間の照会及びその決定は、その窓口職員がやすらぎ苑と協議しますので、申請者(又は葬祭業者)からは直接問い合わせしないでください。受付窓口の業務時間内に、やすらぎ苑使用許可申請をされるようご協力をお願いします。
2. 使用当日には「火葬許可証」と「やすらぎ苑使用許可申請書及び許可証」を必ず持参し、やすらぎ苑火葬従業員へ提示して指示を受けてください。火葬許可証は、火葬終了後、所定の事項を記入してお返しいたしますので、納骨の際、墓地管理者に提出してください。

3. 混雑を避けるため、火葬炉前での宗教行事(線香を立てる、玉串を添える、献花する等)は、代表の方お一人が行ってください。
4. 宮型霊柩車はご遠慮していただいております。ご協力お願いします。
5. やすらぎ苑の従業員に対する「心づけ」は一切お断りいたします。
6. 水分の多いもの(果物等)をお棺に入れる場合は、小さく切ってから入れてください。
7. 次のものを入れると、火葬が通常通りできないだけでなく、火葬設備を破損する原因ともなりますので、お棺の中に絶対に入れないでください。

お棺に入れてはいけない副葬品について

(火葬の遅延及びご遺体の不完全燃焼、火葬設備を破損する可能性があります。)

- ・多量の紙類(本、アルバムなど)
- ・不燃焼物(金属類、ガラス類、陶磁器類)
- ・ドライアイス
- ・ワラ、毛布、布団類、綿類の厚いもの
- ・プラスチック、ビニール、ゴム類
- ・爆発のおそれのあるもの(電子機器、電池類、スプレー缶など)

※副葬品について不明なことがある場合は、事前にやすらぎ苑までお問い合わせください。

待合室を利用される方へ

1. 火葬から収骨まで約 2 時間を要しますので、待たれる方は待合室をご利用ください。なお、火葬が多くある場合は混雑しますので、必ず係員の指示に従ってください。
2. 待合室は最小限の人数でご利用いただきますようお願いいたします。なお、火葬が多くある場合はロビー等大変混雑しますので、譲り合ってください。
3. 待合室使用後の後片付けは、利用者の皆様で行ってください。使用した備品類は元の位置に戻していただきますようお願いいたします。
4. 場内に持ち込まれたもの(飲食物の残り、ゴミ、空き瓶、空き缶など)は、お持ち帰りください。
5. 盲導犬等生活に必要な犬以外のペットの同伴はお断りしております。

告別室(安置室)を使用される方へ

1. やすらぎ苑の受付で所定の手続きをしてください。
2. 告別式の手続き、運営、接待および後片付けは使用者の方が責任を持って行ってください。

収骨について

1. すべてのお骨をお持ち帰りされる方は、大きめの骨壺をご準備ください。
2. 手術肢体の収骨は原則としてできません。詳しくは本庁衛生施設課までお問い合わせください。

使用料関係

区分		単位	使用料	
			死亡者が市内住民	左記以外のかた
死体	12歳以上	1体につき	無料	20,000円
	12歳未満	1体につき	無料	10,000円
死産児		1胎につき	無料	4,000円
産汚物等 (手術肢体を含む)		10kgにつき(10kg未満は 10kgとする)	2,000円	8,000円
		超過料金(1kgにつき)	200円	800円
告別室		2時間まで	2,000円	8,000円
		超過料金(1時間につき)	1,000円	4,000円
安置室 (保管庫使用の場合)		24時間まで	5,000円	20,000円
		超過料金(1時間につき)	200円	800円
待合ホールおよび待合室			無料	無料

- ・告別室、安置室の使用において、火葬の順番を待つため一時使用する場合は無料です。
- ・上記使用料は、火葬許可証及びやすらぎ苑使用許可証を受け取る際にお支払ください。
- ・市内住民とは、死亡者あるいは死産児の母親が、西条市の住民基本台帳に登録されている場合です。なお、産汚物等は持ち込む医療機関の所在地で区分し、手術肢体を本人が持ち込む場合は死体の場合と同様の区分とします。

○ 市役所問い合わせ先

西条市環境部 衛生施設課 衛生施設係

西条市明屋敷164番地 西条市庁舎新館2階

TEL:0897-52-1221 FAX:0897-52-1200